

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例(平成24年さいたま市条例第49号)第8条の規定に基づき、さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(会議の公開等)

第3条 委員会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定により、委員会の会議の全部又は一部を公開しないこととすることを会長が委員会に諮って決定したときは、当該会議の全部又は一部を公開しないこととすることができる。

(傍聴に関する事項)

第4条 委員会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第5条 委員会の会議録は、総務局総務部コンプライアンス推進課において作成する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。